、旧制高等学校

*戦前における学校制度

等 教 四 育法に基づくもので、小学校・中学校・高等学校・大学の各修業年限にちなんで六・三・三・ 育段階を中学校と高等学校が、また高等教育段階をおもに大学が担うことになってお 制と呼ばれる学校制度になっています。 戦 ・中等・高等の三つの教育段階は明確に区分されています。 後 の日本における学校制度は、 一九四七 この学校制度では、 (昭和二二)年に制定された教育基本法と学校教 初等教育段階を小学校が、 り、 中等 初

年 校 育を担うという形になっていました 13 ・高等女学校・実業学校など) ませんでした。 これに対して戦前の学校制度は、 を例にみると、尋常小学校 たとえば戦前教育制度の拡充期とされる大正期の学校制度体系 (六年) が中等教育を担い、 これら三つの教育段階は今日のように明 (図1参照)。 が初等教育に相当し、 また高等学校・専門学校や大学が高等教 尋常小学校より上の段階 確 には 区分され $\widehat{}$ 九一九 (中学 7

高等中学校

初

等 に 前の学校制度では、

学校令では中学校は尋常中 た。 ま 学校として一校が設けられ 玉 分けられ、 学校と高等中学校の二種に 治 学校がそれぞれ個別の勅令 を五区に分けた各区に官立 複雑な制度になっていまし した。 よって規定され、 一九)年に公布された中 ・中等・高等の各段階 (北海道と沖縄を除く) たとえば一八八六 第 高等中学校は全 (東京)、第 とても (明 の

(仙台)、第三(京都)、

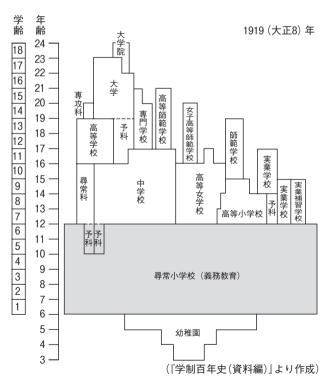


図 1 1919 (大正8) 年の学校系統図 (抜粋)

第四 (金沢)、 第五 (熊本) の各高等中学校 (カッコ内は各校の所在地名) がそれ にあたりま

す。

うとともに、高等段階の教育を受けるために必要とされた基礎教育を行うという二つの目的 つ学校として設置されたものでした。 この高等中学校は、農業・工業・商業等の各分野における指導者養成のための実務教育を行

▼高等学校と大学予科

性格が強くなったのでした。その後、一八九四 0 は高等中学校における実務教育が次第に衰退し、 勅令によって高等中学校が高等学校に改称されて制度上独立することになりました。 しかし、 実際の高等中学校では必ずしもその設置目的の通りには (明治二七) 年には高等学校令が公布され、こ 帝国大学進学のための予備教育機関としての なりませんでした。 現 実に

高等学校令 (一八九四年勅令第七五号)

第一条 第一高等中学校、 第二高等中学校、 第三高等中学校、 第四高等中学校及第五高等中

学校ヲ高等学校ト改称ス

第二条 高等学校ハ専門学科ヲ教授スル所トス但帝国大学ニ入学スル者ノ為予科ヲ設クルコ

考にしたものと考えられています。ただし、新たな高等学校の基本的な性格は高等中学校の時 進学者のための大学予科(三年)が設けられました。これは、当時の欧米の地方大学制 右の条文からもわかるように、高等学校には専門学科を教授する専門部(四年)と帝国大学 度を参

学 代とあまり変わらず、期待どおりに専門部が発展することはありませんでした。 ・農科大学の志望者向けの第二部、 なお、大学予科については、法科大学・文科大学の志望者向けの第一部、工科大学・ 医科大学志望者向けの第三部に分けて予備教育が行われ 理科大

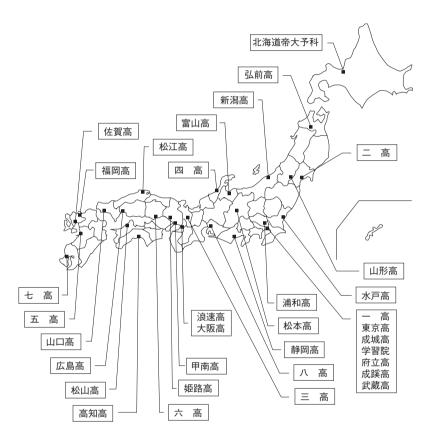
▼全国三八校のエリート養成学校

るようになりました。

の旧制高校の数についてはいくつかの数え方があります。 以上、 旧制高等学校の成立経緯や性格について、ごく簡単に述べました。ところで、 戦前 期

本書では旧制 :高等学校資料保存会の考え方に基づいて帝国大学に直接的に結びついていた三

八校としておきます(図2参照)。



※上記以外に戦前期日本統治下の台湾、朝鮮、関東州に、台北高、京城帝大予科、 旅順高、台北帝大予科が設置されていた(設置年順)。

図2 旧制高等学校分布図

新高等学校令による制度改革

ŋ 申に基づいて、高等学校令(勅令第三八九号)が新たに制定されました。 についても節目となるような答申を行いました。 かけ明治期以降 次世界大戦後における近代教育制度全体におよぶ抜本的な改革の道すじを示しましたが、 一九一八(大正七)年一二月、 「多年ノ懸案ニシテ緊急ノ解決ヲ要スルモノ」とされた高等学校の制度改革 臨時教育会議(一九一七年設置、 内閣直属の諮問機関) 臨時教育会議は、 の答 第 لح

予科を置くことが認められました。 みを設置することもできるとされました。さらに、特別の必要がある場合は七年制高等学校に ました。 通教育を完成することとされ、 臨時教育会議の答申をうけて制定された新高等学校令では、 また、 修業年限は尋常科四年・高等科三年の七年制が原則とされ、 その設置形態は官立・公立・私立のいずれか 高等学校の目的が男子の高等普 例外的に高等科の によるものとなり

なお、 この新高等学校令に基づいて、

科のみを設置する高等学校となりました。 第八高等学校を含むいわゆるナンバースクー ルは高等